

大熊町 大規模発電アドバイザー業務委託
仕様書

1 業務の目的

(目的)

大熊町では、大熊町の「ゼロカーボン宣言」の実現にむけては、町内に大量の再生可能エネルギー電源を新設・導入することが不可欠であり、長期的な見通しをもって必要な準備・手続きを遅滞なく進めていく必要がある。とりわけ既存送電線への系統連系に関しては、電力広域的運営推進機関が実施する募集プロセスに則り手続きを進める必要があるが、今般、それら募集プロセスが間もなく開始される可能性が高まってきたところである。「大熊町大規模発電アドバイザー業務委託」(以下、「本業務」という。)では、送配電や系統接続に関する制度改正や系統接続要件の情報収集・整理を行うほか、実際の系統接続の手続きを進めるための支援を行う。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町 大規模発電アドバイザー業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 電力送電網への系統接続に関する情報整理等

- ・町周辺地域における送電網の空き容量や今後の設備増強に関する情報収集を行う。
- ・ノンファーム型接続、N-1電制などの日本型コネクト&マネージ、送電網の一括募集プロセスなどについて、電力広域的運営推進機関及び資源エネルギー庁が行う審議会等を踏まえて今後想定される制度改正等に関する情報収集や分析を行う。

(2) 系統接続手続きの支援

- ・広域機関や一般送配電事業者等との必要な手続きの整理検討、書類作成、協議、交渉、契約手続き等を支援する。
- ・系統接続を進めるに当たって必要となる、再生可能エネルギーの発電規模や必要面積の割り出し等の基礎的な調査を実施する。
- ・系統接続の際に必要な工事負担金、発電所整備費用、再生可能エネルギーの販売価格などの概算を踏まえた基礎的な収益モデルを検討する。

(3) 業務報告書の作成

本業務委託完了後、業務完了報告書(A4版、くるみ製本)1部、及び電子媒体1式を作成し、成果品として提出すること。

4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届(別記第1号様式) 1部

- (2) 委託業務完了届 (別記第 2 号様式) 1 部
- (3) 業務完了報告書 (中間・最終共に自由様式) 1 部

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から 5 年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権 (特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等) は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日